



うそ電話詐欺防犯情報

西日本豪雨災害に便乗した、うそ電話詐欺に注意!!

先日、西日本の広範囲の地域において、豪雨災害が発生しました。過去にもこのような大規模災害が起こった際は、災害に便乗したうそ電話詐欺が発生していることから、下記の例を参考にして、被害に遭わないようにしてください。



過去の東日本大震災関連の事例や熊本地震災害に関する事例を紹介します。

【東日本大震災時の事例】

- 市役所職員をかたって電話をかけ、「義援金を送る活動をしている。支払い方法は振込です。」等といって現金を振り込ませようとしたもの。
- 公的機関のような名称をかたって電話をかけ、「避難地確保のため寄付してください。」等といって現金を振り込ませようとしたもの。
- 被災地にいる身内を装い、電話で現金を要求したもの。
- 被災者に対し、「融資額の利息分の入金を確認できれば、口座に融資額を振り込みます。」等と内容虚偽のメールを送信し、現金をだまし取ったもの。

【熊本地震災害時の事例】

- 高齢者宅に、老人ホームの職員を名乗る男性から、「県が運営している老人ホームの入居権があります。それを熊本の震災で困っている人に譲ってくれませんか。熊本の老人ホームが機能しなくなったので、そこに移してあげたいので、権利を譲ってほしい。」等と電話があったもの。
- 高齢女性宅に、消費者センターを名乗る男性から「何か契約していませんか」等の電話があり、女性は契約の取消を依頼した。その後、別の男Aから連絡があり、ボランティアの男Bを紹介。男Bは「震災基金へ寄付している」等と話した。更に、金融庁を名乗る男から「ボランティアがあなた名義で寄付金を送り、警察の捜査が入った。」「寄付金を返還する裁判をする。費用が3,000万円必要」等と立て続けに電話があり、女性は現金を準備して、自宅に来た男に手渡し、詐欺被害にあったもの。

【留意点】

現在のところ、鹿児島県内では、西日本豪雨災害をかたったうそ電話詐欺の発生はありませんが、今後の発生が懸念されます。

- 市町村等の職員、公的機関やそれらしい団体を名乗って、電話、メール、FAXなどで「義援金」や「見舞金」等への協力をもちかけるものには、十分注意しましょう。
- 相手が公的機関の職員を名乗った場合は、電話帳に掲載されている電話番号に架けるなどして確認しましょう。
- 身に覚えのない個人や団体等から義援金等の募集電話があったときは、簡単に信用しないようにしましょう。



不審な電話等に関する、お問い合わせ・相談はこちらへ

・最寄りの警察署又は、鹿児島県警察本部（Tel 099-206-0110又は#9110）